

令和5年度実施
美作市企業（団体）研修型地域おこし協力隊
受入れ団体 募集要項

令和5年10月
美作市

1 趣旨

(1) 地域おこし協力隊の概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して生活の拠点を移した方を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。令和4年度では全国1,118団体が活用し、活動している隊員は6,000名を超えています。

参考：総務省「令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000873869.pdf

(2) 募集の目的

美作市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県智頭(ちづ)町、東は兵庫県宍粟(しろう)市、南は備前市などに接しており、市の中央を横切る中国自動車道を利用すると大阪をはじめとした近畿圏から約2時間、智頭急行鉄道を利用すると約90分と交通アクセスに恵まれています。市域は、東西約20km、南北約60km、面積は429km²、人口は約25,600人で、年々人口の減少と高齢化が進んでいます。

総務省による制度として平成21年度より実施されている「地域おこし協力隊制度」を活用し、平成22年度から地域おこし協力隊の受入れを開始し、市内の自治振興協議会を中心に受入れて、地域の課題解決のための取り組みなどの地域協力活動を実施しています。美作市では、平成27年度に「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりを進めていく中で、交流人口の拡大や移住定住の推進、担い手や後継者の確保が必要となっています。

令和5年4月1日時点で13名の隊員が市内で活動されていますが、さらなる地域課題の解決や地域力の維持・強化を図るため、民間活力の活用により市内の企業や団体等に受入れ、二次創業や事業拡大、担い手や後継者育成、協力隊員と協働して地域協力活動を行う企業や団体等を募集します。

募集する活動については、地域おこしに関する支援活動、観光・特産品その他地域資源の発掘及び商品開発の支援活動、農林水産業への従事活動、水源保全・監視活動、環境保全活動、住民の生活支援活動、スポーツ・文化に関する活動、脱炭素地域づくりの推進、その他地域への貢献性・公益性が高い活動等の「地域協力活動」とします。

2 募集人数

募集人数は、各提案について1名とします。

3 スケジュール

項目	日付・期間	備考
募集要項の公開 募集開始	令和5年10月6日（金）	市ホームページへ掲載
説明会の開催	令和5年10月25日（水） 19:00～	
質問の受付	令和5年10月10日（火） 令和5年11月15日（水）	
質問の回答	令和5年10月16日（月）～ 令和5年11月20日（月）	随時市ホームページへ掲載
事前協議	令和5年10月26日（木）～ 令和5年11月15日（水）	事前予約のうえ実施 1団体等につき1回1時間程度
応募書類提出締切	令和5年11月20日（月） 17:00 必着	書類審査後、受入れ団体の審査通知を行う。
受入れ団体の審査	令和5年11月29日（水）（予定） ※予備日12月1日（金）（予定）	ヒアリング形式により実施
受入れ団体決定通知	令和5年12月～	審査通過後に随時通知
隊員の募集開始	決定後随時	受入れ団体の決定後に随時実施
就任希望届出	隊員候補者決定後随時	団体から市へ提出。隊員の活動計画を提出。
最終審査（隊員の審査）	随時	隊員候補者・事業者・市の3者で実施。ヒアリング形式により実施。
委嘱の可否の決定	随時	
隊員活動開始	随時	

※日程は変更する場合があります。

4 受入れ団体の応募

(1) 応募資格等

次の①～③すべてに該当する者を応募の対象とする。

- ① 美作市内に本社又は営業所（支所）を置く法人もしくは団体、住所を美作市に置く個人事業主（所得税法第229条に基づく開業届出を提出しているものに限る。）（以下、「団体」という。）であり、本市内に活動拠点となる事務所等を有し、本市内において1年以上事業を実施又は活動を行っていること。

- ② 地域協力活動若しくは美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の実現に資する活動を計画、又は既に実施していること（隊員の配置により単に隊員が市内へ移住するというものは不可）。
- ③ 申請する提案内容は、地域課題の解決、自社の事業の拡大や新たな取り組みの推進、後継者や担い手の育成、継業等を目的とするもの。
- ④ 隊員の任期終了後に団体へ雇用・採用することを基本とし、自立や起業につながる等、地域への定着・定住に取り組むものであること。
- ⑤ 隊員は既存事業を運営する為の単なる一時的な補充人材ではないものとする。
- ⑥ 活動内容や協力隊員の受入れについて、活動拠点の地域（自治振興協議会や大字単位を想定）の合意が得られるもの。
- ⑦ 協力隊の配置ありきの提案でなく、地域おこし協力隊制度以外の他の雇用対策や補助制度等、他法他施策についても、必要に応じて市の担当課や関係機関と事前相談を行い、他方の制度や手法があれば取り入れるなど、検討のうえ提案を行うものとする。
- ⑧ 隊員の任期中および任期終了後において、市内での居住、働き続けられるための支援を受入れ団体において責任を持って行うこと。（隊員が任期途中で辞める場合でも、必要な支援を行うものとする）
- ⑨ 実施しようとする事業の具体的な成果が判断でき、そこに向けての実現可能な支援体制が図られているもの。
- ⑩ 隊員の活動内容や日常生活の支援に関して、責任を持つ担当者を配置し、隊員の良好な関係を築き個々の活動においてサポートを行うこと。また、その担当者は市からの問い合わせに迅速に対応出来ること。
- ⑪ 市が指定する研修やPR活動等へ必要に応じて参加すること。
- ⑫ 提案の採用後に、団体が窓口となり、協力隊員の候補者の募集の受付を行うことが可能であること。
- ⑬ 賦課されている税等（国税、都道府県税及び市町村税、国民健康保険税等）に滞納がないこと
- ⑭ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による美作市における一般競争入札の参加資格を有しない者でないこと
- ⑮ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている団体でないこと
- ⑯ 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと
- ⑰ 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業、若しくは、公的な資金の用途として社会通念上、不適切である判断される事業、公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業など）に該当しないこと。
- ⑱ 美作市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている団体でないこと
- ⑲ 個人事業主及び法人の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと

- ア 未成年者、成年被後見人及び被保佐人
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 美作市暴力団排除条例（平成23年美作市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑳ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体等でないこと
- ㉑ 事業計画に掲げる事業に関して、法令等違反処分を受けていないこと
- ㉒ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う団体でないこと
- ㉓ 法令順守上の訴訟や問題を抱えている団体等でないこと

※ 必要に応じて、上記に関する証明書、誓約書等の提出を求めます。なお、応募書類の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。

(2) 応募の受付

応募書類は、下記受付場所まで持参するか郵送してください。FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。郵送の場合は「地域おこし協力隊応募書類在中」と記載してください。また、当市では郵便事故による不着、遅配等については、一切責任は負いません。

なお、正当な理由がない場合、提出期限後における応募書類の変更・修正、追加提出は認めません。

① 応募の受付期間

「事前協議」完了日から令和5年11月20日（月）までの開庁日で
午前8時30分から午後5時00分までの間（郵送の場合、必着）

② 受付（提出）場所

〒707-8501 岡山県美作市栄町38番地2
美作市役所企画情報課 地域おこし協力隊担当 宛

(3) 応募書類

次の書類の正本を1部提出してください。なお、提出する書類は、パンフレット等を除き、原則としてA4判で作成してください。

○申請団体等の提出書類

書類名	備考
1 受入れ申請書	・様式1
2 受入れ団体概要書	・様式2

3 受入れ事業提案書	・様式3
4 事業実施計画書	・様式4（3年間の実施計画）
5 応募要件にかかる誓約書	・様式5
6 定款、規約その他これらに類する書類及び法人の履歴事項証明書（登記簿謄本）	・法人以外の団体等にあつては、これらに相当する書類
7 団体の事業報告書、収支決算書等	・団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書（損益計算書又はこれに相当する書類及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類（前3事業年度分） ※上記の他これらに相当する書類 青色又は白色申告書（申告決算書、収支内訳書、確定申告書）、事業報告書等、その他収支の状況を明らかにする書類（直近3年間分）
8 市税の完納証明書	・市町村民税等（法人、代表者個人） 市町村が発行する市税全税目についての完納証明書（美作市の場合、税金の未納がないことの証明） ※提出日において発行の日から1月以内のもの

※提出された申請書等は返却いたしません。

(4) 応募に係る質疑

応募に係る質問は、必要に応じて次により行ってください。なお、電話や窓口への来訪時などのご質問については、軽微な内容や既に回答した質問事項の補足説明等を除き、原則口頭での回答はいたしません。

① 質問の方法

原則、所定の質問書（様式6）により、来訪、FAX、電子メール（※電子メールの場合は、件名の頭に、必ず「企業（団体）研修型地域おこし協力隊応募質問」と明記してください。）のいずれかで行ってください。

② 質問の受付期間

令和5年10月10日（火）午前9時00分から令和5年11月15日（水）午後5時00分までの間（必着）

③ 質問の受付場所

美作市企画振興部企画情報課

〒707-8501 岡山県美作市栄町38番地2

FAX：0868-72-6367 e-mail：kikaku@city.mimasaka.lg.jp

④ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年10月16日（月）から令和5年11月20日（月）までの間に、FAX又は電子メールにより回答します。

⑤ 注意事項

ア 質問の内容によっては回答が出来ない場合があります。

イ 質問事項は可能な限り内容を整理の上、行ってください。

ウ 団体の申請内容について、当市から提案や確約を行うような回答はできません。

エ 募集要項の内容については「説明会」（10月25日（水）実施）でご説明いたします。その他、「事前協議」（令和5年10月26日（木）から令和5年11月15日（水）に実施）の機会も活用ください。

(5) 応募の辞退、応募書類の修正、その他取扱いについて

- ① 応募受付後に申請を辞退する場合は、1次審査開始までに辞退届（様式8）を提出してください。
- ② 正当な理由がない場合は、応募書類の修正（軽微な修正は除く）はできません。
- ③ 提出された応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ⑤ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、審査通過決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ⑦ 応募書類は、申請者に無断で本募集に係る業務以外に使用しません。

(6) 受け入れ予定事業者向け説明会

① 説明会日時

次の日程で開催いたします。

令和5年10月25日（水） 19時から

美作市栄町38番地2 美作市民センター3階 大研修室

② 説明内容

募集要領を元に、協力隊制度の説明等を説明します。質疑応答について、時間の都合上、当日に回答ができない場合があります。

質問については、出来るだけ、前記「(4)応募に係る質疑」（本要項P6）の質疑の方法により行ってください。

③ 受付及び受付先

説明会への参加を希望される場合は、令和5年10月23日（月）までに、受け入れ予定団体説明会参加申込書（様式7）を郵送、FAX又は電子メール（※電子メールの場合は、件名の頭に「地域おこし協力隊受け入れ予定団体説明会参加申込」と明記してください。）により、次のところまで送付してください。

なお、電話や来訪など口頭による申し込みは受け付けません。また、参加者数は1申請につき2名までとさせていただきます。

受付先：美作市企画振興部企画情報課

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38 番地 2

FAX：0868-72-6367 メールアドレス：kikaku@city.mimasaka.lg.jp

(7) 事前協議

応募書類の提出にあたっては、必ず「事前協議」を完了の上、応募してください。事前協議の完了前の応募書類の提出は受け付けることができません。

① 実施時期

令和5年10月26日（木）から令和5年11月15日（水）まで

② 注意事項

必ず、事前予約を行ってください。実施は1団体につき1回1時間程度とし、日程を調整し実施いたします。

なお、この事前協議は、団体の申請内容について、当市から提案や確約を行うものではありませんのでご注意ください。

(8) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査前又は受入れ開始前後に関わらず、失格又は決定を取り消します。
- ② 応募予定者及び応募者は、関係市職員と本件応募についての接触（当然に、審査・選考に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。
- ③ 受入れ団体の決定をもって、協力隊員の配置が確約されるものではありません。隊員の募集状況等により受入れが出来ない場合があります。
- ④ 受入れ団体の決定後において、受入予定事業者が、正当な理由なくして協力隊員の受け入れを行わない場合は、決定を取り消すことがあります。
- ⑤ 隊員を配置することにより、既存の従事者を解雇するなどの事案が発生した場合、また、選定された提案の内容と実際の従事内容が異なると本市が判断した場合など、隊員の配置を中止する場合があります。
- ⑥ 協力隊員の受入れ開始後においても、事業の履行が確実にないと認められるとき又は社会的に非難される事件を起こし、事業の実施に支障を来す等、受入団体等としてふさわしくないと認められるときは、その資格を取り消し、事業の実施を中止することがあります。
- ⑦ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ⑧ 応募は、1団体につき提案は1案とし、複数の提案はできません。
- ⑨ 代表者を同一とする法人又は個人事業主については同一団体とみなします。

4 受入れ団体の審査

(1) 審査日程等

① 日程（予定）

書類審査後、令和5年11月29日（水）に実施します（予備日12月1日（金））。詳細なスケジュールは募集締切後にお知らせします。

② 場所

美作市栄町35 美作市役所又は美作市民センターの会議室

③ 参加者

審査会の参加者は2名までとします。

(2) 審査の方法

提出された書類は事務局で書類審査を行い、完了した団体は審査会に参加することができます。募集に係る応募者の審査をヒアリング形式で行い、受入れ団体を選定します。ただし、市が求める事業水準に満たないと判断した場合は、審査を通過することはできません。

なお、地域や事業分野を幅広く選定するため、同種の計画や同地域からの複数の申請があった場合には、評価の水準が高い計画でも選定されない場合があります。

(3) 審査の評価基準

① 応募資格（満たしていない場合は失格）

応募資格を満たしているか（本要項P3 「4 受入れ団体の応募（1）応募資格等」）

② 事業目的・内容の適合性

地域課題の解決を的確に捉え、団体の運営や営利活動を主目的とせず、地域との連携に配慮した地域への貢献性や公益性の高い取組みであるか。また、効果的で適正な計画が盛り込まれ、具体的な成果や実継性、継続性が判断できるものであるか。

③ 隊員の活動内容

隊員の役割及び活動が明確で、当市の募集の目的に掲げる活動に合致しているか。

また、事業の目的達成のための効果的な活動内容となっており、隊員の自立のために必要な技術の習得の機会や研修体制が確保されるものであるか。

④ 団体の支援体制

協力隊員の受入れや活動期間中の生活支援や活動支援などの具体的なサポート体制が図られ、地域住民や地域内外の関係団体との連携・交流、合意など、生活や活動に支障の無いような支援が図れる内容となっているか。

また、協力隊員の配置修了後に定着・定住するための支援策と協力体制が図られる内容となっ

ているか。

⑤ 総合評価

提案全体を通しての、隊員の受入れの必要性、応募者の取り組み姿勢。

(4) 審査結果

審査結果は審査終了後、後日通知します。経緯及び審査内容に関する問合せや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(5) 受入れ団体の決定資格

受入れ団体の決定後の協力隊員の募集可能期間は、受入れ団体に決定した後、最長 12 か月とします。

5 協力隊員の募集

(1) 資格

次に掲げる、①～⑭の全ての要件を満たす方

- ① 応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、隊員としての配置及び活動に支障の無い方。
- ② 応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住の方で、配属後生活の拠点を美作市に移し、住民票を美作市へ異動することができる方（地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点で美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。）
- ③ 活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- ④ 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- ⑤ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑥ 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- ⑦ 受入れ団体の代表者の 3 親等以内の親族でない方。
- ⑧ 心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- ⑨ 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- ⑩ 美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ⑪ 勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- ⑫ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方
- ⑬ 美作市暴力団排除条例（平成 23 年美作市条例第 22 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等でない方。
- ⑭ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、

運営に協力し、もしくは関与していない方

⑮ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方

⑯ 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

(2) 募集の受付

協力隊員の募集は、受入れ団体として決定した後、団体との実施時期を調整の上、随時実施します。隊員の募集の受付にあたっては、各受入れ団体において実施するものとし、制度に関する問い合わせは、必要に応じて、美作市企画振興部企画情報課において行います。

なお、基本的には、受入れ団体として決定後に、隊員の募集の受付を行うものとしませんが、決定前に募集の相談や受付を行う場合は、受入れ団体の責任により実施してください。

(3) 協力隊員の候補者の決定

協力隊の募集の終了後、協力隊員の候補者が決定しましたら、当市が別に指定する届出書を提出していただき、その際には、協力隊員の候補者が作成した収支計画書を添付してください。なお、収支計画書については、必要に応じて、協力隊員の候補者と事業所の共同で作成をお願いします。

当市は提出のあった内容を確認し、随時、最終審査を実施します。

6 協力隊員の活動条件等

(1) 勤務地

申請した団体の主たる事務所等を活動拠点とし、美作市内とする。

(2) 委嘱形態

地域おこし協力隊員は市長が委嘱し、美作市と業務委託契約を締結します。協力隊員の柔軟な活動を推進するため、協力隊と美作市との間では、雇用契約は締結しません。

(3) 委嘱期間（任期）

委嘱（受入れ）の日から1年間。2年目以降については、活動状況や成果等を勘案し、1年毎に任用期間を更新し、最長3年間更新することができます。

(4) 活動日数及び活動時間

1日7時間30分、週5日間、計週37時間30分の勤務を基本とし、受入れ先の団体との調整により変動します。

※活動内容により、土・日曜日が休日とならない場合があります。夜間、土日等の勤務は、勤務時間内での調整となります。

(5) 待遇・福利厚生等

① 報償費等（人件費） 月額上限 233,300 円

※賞与、通勤手当等はありません。所得税については源泉徴収を行います。

② 加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします（各保険料は全額自己負担）。

傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します（予算の範囲で実費を市が負担します）。

③ 住居

原則、配置希望団体に空き家や賃貸住宅等を団体が斡旋していただくものとします。基本的に活動拠点地域としますが、協力隊員の希望と受入れ団体との調整により、活動拠点以外の地域への居住も可とします。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します

④ 活動車両

燃料費、車両リース料を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

⑤ 起業等に必要経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき助成します（上限 100 万円）。

(6) 活動費

隊員の活動に係る経費は、年額上限 200 万円の範囲内で次のとおり支給します（上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。内容は、国の財源支援額、予算措置等により変更する場合があります。）。

① 住居借上料

隊員の個人契約のものに限ります（上限額 35,000 円／月）

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担。

② 活動車両使用料

自動車リース：上限額 20,000 円／月、自家用車の借上：走行距離 23 円／km。

※燃料費は実費支給を予定（活動分のみ）。

③ 施設等使用料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

④ 報償費等

講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

業務委託料、その他個別事業等における委託料

⑩ 原材料費

資材購入費等

⑪ 備品購入費

レンタルやリースでの対応を基本とします。特に必要な場合に限り市が購入し貸与します。

⑫ その他の経費

市との協議により事業実施に必要と認められた経費

(7) その他

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 活動費について、協力隊員の活動を行うために必要な経費については、原則、協力隊員に直接支払います。

エ 協力隊員の活動経費については、予算の範囲内で本市が負担しますが、それ以外の経費については、原則として受入れ団体が負担するものとします。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 協力隊員としてふさわしくないと判断されるときは、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

キ 協力隊員の活動条件については、市と隊員との業務委託契約時において予定する条件を参考に示したものです。詳細については、隊員との業務委託契約に支障のない時期に決定いたします。

7 隊員候補者の審査（最終審査）

(1) 最終審査の日程

① 日時等

就任希望届出受理後、日程等を調整し、随時実施します。

② 参加者

審査会の参加者は、団体及び隊員候補者とします。事業者の参加者は2名までとさせていただきます。

(2) 審査の方法

事前に提出された書類を元に、ヒアリング形式で審査を実施します。

※選考に係る旅費等の費用は、応募者負担となります。

(3) 選考結果

最終審査終了後、審査結果を、受入れ団体及び協力隊候補者へ文書にて通知します。

8 その他留意事項

(1) 企画の変更

審査後又は着任後に申請していた内容を変更しようとする場合には、事前に所定の形式による変更届を市に提出し、承認を受ける必要があります。ただし、単なる事業者都合によるものや、正当な理由がない場合は（軽微な修正を除く）、申請内容の修正はできません。

(2) 審査通過の取り消し

申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、報告書等による報告内容に不適切な内容があった場合、同報告書等の著しい提出遅延等、不適切な事由があると市が認めた場合には、隊員の受入れ又は委嘱を取り消す場合があります。

(3) 業務報告

協力隊員に対し、活動を行った翌月に実施状況の報告を求めます。団体においては、協力隊員の任期期間中の活動状況や日報を確認し、協力隊員と共同で報告書の作成をお願いします。

また、必要に応じて担当者による定期的な面談や事業の進捗確認を行い、必要に応じて市からフォローアップを行う場合があります。また、就任後は、定例的な報告会を行うこととしており、その際は必ず参加する必要があります。

(4) 活動費等の支払い

協力隊員の報償費等は隊員個人の指定口座に毎月振り込みます。活動経費についても必要に応じて原則協力隊員の指定口座に振り込むものとします。

(5) 受入れの条件

① 協力隊員の受入れにあたり受入れ団体が負担した経費について、市の活動費の基準に適合しないもの、又は受入れ団体の都合により発生した費用については、受入れが中止した場合においても、市は負担しません。

② 法令等の改正により、委嘱形態、勤務条件等が変更となる場合があります。

(6) その他

本募集要項は、美作市の予算の成立を前提としたものであり、予算審議等の結果、内容が変更される場合があります。また、財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。

9 問い合わせ先

美作市企画振興部企画情報課

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38 番地 2

TELL : 0868-72-6631 FAX : 0868-72-6367

e-mail : kikaku@city.mimasaka.lg.